

津島市制71周年記念式典



津島市制71周年記念式典

市制施行記念日の3月1日(木)に文化会館において、市勢の進展に貢献された30人と2団体に表彰状が授与されました。表彰された皆様は次のとおりです(敬称略)。

特別表彰

愛知県軟式野球連盟津島支部役員
久江義昭

ソフトボール協会役員
大堀春雄
ソフトボール協会役員
下間 巽

永年勤続表彰

市議会議員
加藤則之
市議会議員
上野聡久

固定資産評価審査委員会委員
伊藤則光

学校歯科医
石垣光敏
学校歯科医
渡邊健一
学校歯科医
長谷川健

民生・児童委員
岡本榮子

水泳協会役員
佐藤 忍

水泳協会役員
佐藤 軒

水泳協会役員
吉川友江

柔道会役員
伊藤晴敏

柔道会役員
水谷正人

柔道会役員
鈴木広一

ボウリング連盟役員
吉金清文

ボウリング連盟役員
浅野静雄

消防団員
水野一也

消防団員
戸谷孝之

消防団員
森田佳弘

消防団員
丹羽友広

消防団員
水谷弘正
消防団員
水野健治
消防団員
加藤謙二

一般表彰

杉原后咲
宇佐美三郎
松崎安孝

株式会社ユタ力電子
津島市立天王中学校同窓会

問合 人事秘書課秘書G

☎ 24-11123

消防団員配偶者に感謝状贈呈

消防団員として10年以上勤められた方の配偶者に、市長から感謝状が贈呈されました。

これは、日ごろ消防団員の任務遂行を陰から支えられた功績に対するものです。

感謝状を贈呈された方は次のとおりです(敬称略)。

神守分団 伊藤早苗

神守分団 大崎真理子

女性部 古賀伸彦

女性部 富田祐樹

問合 消防本部総務課消防団G

☎ 23-0417



平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」が成立しました。

この法律の成立により、国民健康保険においては、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すものです。

制度改革後の都道府県と市町村のそれぞれの役割（厚生労働省資料より）

改革の方向性		
1.運営のあり方（総論）	・都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ・都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ・都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2.財政運営	財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置、運営	国保事業費納付金を都道府県に納付
3.資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進（※4と5も同様）	地域住民と身近な関係の中、資格を管理（被保険者証等の発行）
4.保険料の決定 通知・収納	標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	標準保険料率等を参考に保険税（料）を決定 個々の事情に応じた通知・収納
5.保険給付	給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払 市町村が行った保険給付を点検	保険給付の決定 個々の事情に応じた窓口負担減免など
6.保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施

制度改革による変更点

・保険税の税率等が変わります

これまで、各市町村が個別に保険給付費を推計し、保険税額を決定していました。今後は都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮した「国保事業費納付金（保険税負担金）」の額と「標準保険料率」を示し、これらを参考に市町村が保険税額を決め、賦課・収納を行います。

※詳細は決定次第、市ホームページ・市政のひろばに掲載予定です。

・保険証等の名称が「愛知県国民健康保険被保険者証」等になります

平成30年度の一斉更新時から変更となる予定です。保険証等の発行は引き続き津島市で行います。

・高額療養費の多数回該当について、愛知県内の国民健康保険で回数が通算されます

同一県内の住所異動があった場合（ただし、住民票の世帯構成が同じであるなどの条件があります）県内市町村での国民健康保険での該当回数が通算されます。

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

「ふれあいバス」のバス停名変更のお知らせ

平成30年3月26日に次のとおり変更しました。

問合 企画政策課行政経営G ☎55-9465

A
コース

(旧) 清林館高校

(新) 本町5丁目

B
コース

C
コース

D
コース

(旧) アルテ津島

(新) 津島駅東



第7期介護保険料 (平成30~32年度) を決定しました



月額基準額を

5,600円に改定

介護保険サービスに必要な費用の財源は、国が25%、県と市がそれぞれ12.5%、65歳以上の第1号被保険者23%、40歳以上65歳未満の第2号被保険者27%の割合で負担することになっていきます。

基準となる保険料基準月額額は3年ごとに見直すことになっており、3年間の介護給付サービス費等と地域支援事業費により保険料を算出します。

平成30年度からの介護保険料

津島市では、65歳以上の方の介護保険料額を前年の所得に応じて下表のように定めています。

これまで14段階であった所得段階をさらに細分化し、17段階に増やしました。被保険者個々の負担能力に応じたきめ細かい保険料設定となります。

第6期(基準月額5,300円)			第7期(基準月額5,600円)			
段階	保険料率(%)	年額(円)	段階	保険料率(%)	年額(円)	計算内容
第1段階	0.45	31,800	第1段階	0.49	32,930 ※(29,570)	・生活保護受給者 ・世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯員全員が市民税非課税で課税年金収入+合計所得金額(年金収入に係る所得は含めない)が80万円以下の者 ※ただし、平成30年度については公費負担により保険料額が29,570円に軽減されます。
第2段階	0.57	36,250	第2段階	0.56	37,630	世帯員全員が市民税非課税で課税年金収入+合計所得金額(年金収入に係る所得は含めない)が80万円を超え120万円以下の者
第3段階	0.60	38,160	第3段階	0.59	39,650	世帯員全員が市民税非課税で課税年金収入+合計所得金額(年金収入に係る所得は含めない)が120万円を超える者
第4段階	0.70	44,520	第4段階	0.69	46,370	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入+合計所得金額(年金収入に係る所得は含めない)が80万円以下の者
第5段階(基準額)	1.00	63,600	第5段階(基準額)	1.00	67,200	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第4段階に該当しない者
第6段階	1.20	76,320	第6段階	1.20	80,640	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の者
第7段階	1.30	82,680	第7段階	1.25	84,000	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上150万円未満の者
第8段階	1.60	101,760	第8段階	1.30	87,360	本人が市民税課税で合計所得金額が150万円以上200万円未満の者
第9段階	1.70	108,120	第9段階	1.50	100,800	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上240万円未満の者
第10段階	1.85	117,660	第10段階	1.60	107,520	本人が市民税課税で合計所得金額が240万円以上300万円未満の者
第11段階	2.15	136,740	第11段階	1.70	114,240	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上340万円未満の者
第12段階	2.20	139,920	第12段階	1.75	117,600	本人が市民税課税で合計所得金額が340万円以上400万円未満の者
第13段階	2.25	143,100	第13段階	1.85	124,320	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の者
第14段階	2.30	146,280	第14段階	2.15	144,480	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上650万円未満の者
			第15段階	2.20	147,840	本人が市民税課税で合計所得金額が650万円以上800万円未満の者
			第16段階	2.25	151,200	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者
			第17段階	2.30	154,560	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の者

保険料年額は、基準月額(5,600円)×保険料率×12カ月で算出しています。

4月からの 介護保険料 納付方法

普通徴収の方

「仮徴収納入通知書」を4月上旬にお送りします。前年度の年間保険料額の4/12を1期〜4期(4月〜7月)で納めていただきます。

4月から新たに特別徴収(年金天引き)となる方

4月から特別徴収開始となる方には、「特別徴収開始通知書」を3月中旬にお送りしました。

6月から新たに特別徴収(年金天引き)となる方

6月から特別徴収となる方は、仮徴収額が前年度の年間保険料額の1/2になるように納めていただきます。

1期・2期(4月・5月)は1/12ずつを引き続き普通徴収で、6月・8月は2/12ずつを年金から天引きします。対象の方には4月上旬に通知書をお送りします。

特別徴収(年金天引き)の方

既に年金から天引きされている方は、平成30年2月に天引きされた金額を引き続き4月・6月・8月の年金から天引きします。

8月からの 介護保険料 納付方法

本徴収の保険料額は、平成29年中の合計所得金額等に基づいて所得段階別に計算した平成30年度の年間保険料額(10ページの表参照)から仮徴収額を差し引いた金額となります。

本徴収の通知は、8月に普通徴収特別徴収の別にかかわらず個別にお知らせします。

口座振替をご利用ください

普通徴収の方は、口座振替を利用されると大変便利です。

持ち物

- ・市指定金融機関で手続きする場合
- ・介護保険料の納付書、通帳、通帳印
- ・市役所で手続きする場合

介護保険料の納付書、通帳、通帳印、またはキャッシュカード

※高齢介護課窓口では、キャッシュカードだけで、口座振替が簡単に登録できるマルチペイメントシステムをご利用いただけます。

問合せ 高齢介護課介護保険G

☎24-11117

海部医療圏在宅医療・介護連携支援センターを開設します

～海部医療圏在宅医療・介護連携推進事業が始まります～

限られた医療、介護資源を広域的かつ効率的に活用するために、海部医療圏7市町村(津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村)が共同で、平成30年4月から業務を開始します。

内容

- ・関係する医療機関、介護事業所、行政機関等と連携を図り、みなさまに適切な在宅医療・介護の情報提供ができる仕組みづくりを行います。
- ・市民の方への在宅医療に関する普及啓発、医療・介護

のサービス提供者からの在宅医療に関する相談への対応や各種研修などを行います。

※海部医師会、津島市医師会の在宅医療サポートセンター、海部医療圏中核サポートセンターは、平成30年3月31日をもって業務終了となります。

場所 神守支所1階

開設時間 午前8時30分～午後5時15分
(市役所休庁日は除く)

問合せ 高齢介護課長寿福祉G ☎24-1118



※市民の方の相談窓口については、引き続き地域包括支援センターが行います。従来の相談も含めご利用ください。お住まいの地域によって担当の地域包括支援センターは異なります。

<p>北地域包括支援センター ☎22-4771 古川町2-56(グループホームふるかわ隣) 営業日時:月～土曜日(午前9時～午後5時)</p>	<p>担当地域 東小学校①(東小学校区②以外)、北小学校区、西小学校①(天王通り1・2丁目、高屋敷町、上之町1・2丁目、中之町、本町1丁目、馬場町、寿町、上河原町、池須町)、蛭間小学校区</p>
<p>中地域包括支援センター ☎23-3463 南新開町1-98(六寿苑隣) 営業日時:月～金曜日(午前9時～午後5時)</p>	<p>担当地域 東小学校②(埋田町、深坪町、大字津島、新開町、南新開町、大字日光、中一色町字上山・北山)西小学校区②(西小学校区①以外)、南小学校区①(南小学校区②以外)</p>
<p>南地域包括支援センター ☎32-3066 唐臼町半池72-6(恵寿荘内) 営業日時:月～土曜日(午前8時30分～午後5時30分)</p>	<p>担当地域 南小学校②(東愛宕町、杵前町、元寺町、愛宕町5～9丁目)、神守小学校区、高台寺小学校区、神島田小学校区</p>

国民年金保険料改定

平成30年4月分から国民年金保険料の月額が1万6,340円(3月分までは、1万6,490円)に変わります。

個人番号による届出・申請

これまで基礎年金番号を記載して提出いただいていた年金関係の届出や申請について、平成30年3月から個人番号(マイナンバー)を記載いただくようになりました。基礎年金番号による手続きも引き続き行えますので、届出等にはマイナンバーまたは基礎年金番号が確認できるものをお持ちください。

学生納付特例制度

在学期間中の保険料を社会人になってから支払うことができる制度です。

対象 大学、短大、高等学校、高等専門学校、専門学校および各種学校その他の教育施設の一部に在学する学生で、本人の前年の所得が118万円以下の方です。

承認周期 毎年4月～翌年3月

受付 平成30年度分…4月から

過去2年間遡及の場合…随時

受付窓口 保険年金課医療・年金G(市役所1階)

持ち物

- ・年金手帳
- ・印鑑(朱肉使用のもの)
- ・学生証や在学証明書等

※就学前に退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証の写しをお持ちください。

※学生納付特例の更新用ハガキが届いた方は、必要事項を記入のうえ返送してください。

注意

- ・納付特例期間は、受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。
- ・納付特例期間は10年間追納ができます。ただし、2年度以上経過した期間は加算額が付加されます。
- ・学生でない方には、納付猶予制度・申請免除制度があります。

問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114
中村年金事務所 ☎052-453-7200

平成30年度固定資産税の課税

平成30年度固定資産税の価格(評価額)を3月31日に決定し、固定資産課税台帳に登録しました。

納税通知書発送日 4月6日(金)

平成30年度固定資産税・都市計画税納期限

第1期 5月1日(火)

第2期 7月31日(火)

第3期 12月27日(木)

第4期 平成31年2月28日(木)

問合 税務課固定資産税G ☎55-9264

Q 平成30年2月に古い物置(家屋)を取壊しましたが、平成30年度の固定資産税は課税されますか?

A 課税されます。毎年1月1日現在に存在している家屋について、当該年度分を課税することになっています。

平成30年度 固定資産税についてQ&A

Q 平成26年4月に住宅(木造、110㎡)を新築しましたが、平成30年度分から税額が急に高くなっているのはなぜですか?

A 新築の住宅で一定の要件に該当する場合、3年間(3階建て以上の中高層耐火住宅は5年間)に限り、一戸あたり120㎡まで税額が2分の1に減額されます。したがって、平成27から29年度分までは税額が減額されています。

Q 私は、平成29年11月に土地を売るために売買契約をして、平成30年2月に買主への所有権移転登記を済ませました。平成30年度の固定資産税は誰に課税されますか?

A 平成30年度の固定資産税は、売主に課税されます。固定資産税は、毎年1月1日現在の登記簿上の所有者に対し、当該年度分の課税することになっています。